

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

第7次地方分権一括法に基づく公営住宅法の一部改正に伴い、シルバーピアに入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和するほか、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴う引用条文の移動について、所要の規定整備を行う必要がある。

2 改正内容

入居者が認知症患者等で、収入報告等が困難と認められる場合、官公署の書類の閲覧等により、区が必要な情報収集を行い、収入状況を把握し、使用料を決定できることとする。

3 施行期日

本年4月1日から施行する。ただし、引用条文の移動に係る部分については、公布の日から施行する。